

建設騒音・振動防止のしおり

東京都環境局

建設業のみなさんへ

このしおりは、建設作業に伴って発生する騒音・振動に関する法律、条例の規制等のあらましです。建設工事に伴うトラブルを未然に防止するための配慮事項などについて、みなさんの参考にしていただくよう作成したものです。

法律及び条例による建設騒音・振動の規制等のあらまし

法・条例 規制内容等	騒音規制法	都民の健康と安全を確保 する環境に関する条例
	振動規制法	
適用地域	指定地域内:区及び市の区域 (ただし、工業専用地域、臨港地区、飛行場など除かれている地域があります。)	
規制内容	裏面のとおり (作業を開始した日に終る建設作業には適用されません。)	
届出	特定建設作業開始の7日前までに、届け出なければなりません。届出義務者は元請業者になります。	_____
改善勧告及び改善命令	騒音・振動が裏面の表に掲げる基準に適合せず、 周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は 、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は1日における延作業時間を最小限4時間までに短縮すべきことを勧告又は命令されることがあります。	
報告及び検査	工事施工者に対して、必要な事項の報告を求めることができます。又、職員は立入検査をすることができます。となっています。	
罰則	届出義務違反(法律のみ)、改善命令違反、報告、検査を拒むなどの場合、罰則の適用があります。	
担当窓口	騒音・振動に関する法律及び条例に基づく届出及び相談は、区・市役所の環境担当課が窓口となっています。	

建設作業騒音・振動公害の未然防止について

建設作業に伴う騒音・振動はレベルも高く、周辺への影響も大きいため、事前の対応をおこたるとトラブルに発展する場合があります。

このため、施工業者及び工事発注者の方は、届出の実施、基準の遵守だけでなく、建設工事に伴い発生する騒音・振動により、人の健康または生活環境に障害を及ぼすことがないように、次の点に十分配慮して工事を行って下さい。

周辺住民に対して

- 工事実施前に工事現場周辺の住民に対して、工事の概要、作業時間、作業時期、防止対策などについて十分説明を行って下さい。
- 工事現場には、住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示するようにして下さい。
- 苦情が発生した場合は、速やかに誠意をもって対処して下さい。

事前の防止対策

- 工事の実施に当たっては、工事現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定して下さい。
- 極力低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音型・低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械を使用するようにして下さい。
- 工事現場周辺の状況により、防音パネル、防音シート等の防音措置を講じて下さい。

その他

- 工事現場への機材の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオなどにより、周辺住民に迷惑をかけないよう配慮して下さい。
- 建設用機器の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検・整備に努めて下さい。
- 工事車両及び建設機械のアイドリングストップに留意して下さい。
- 住民に迷惑をかけないよう従業員教育を徹底して下さい。

建設作業騒音・振動測定例

(単位) デシベル

作業の種類	50	60	70	80	90	100
ディーゼルハンマー						
バイブロハンマー						
リバースサーキュレーション						
さく岩機						
ブレイカー (油圧式)						
〃 (電圧式)						
空気圧縮機						
ブルドーザー						
振動ローラー						
コンクリートミキサー						
鋼球						
油圧式コンクリート圧砕機						
コンクリート破砕機 (フーチング)						

音のめやす

音のレベル

dB (デシベル)

120	飛行機離着陸直下
110	リベット打
100	電車の通るガード下
90	騒々しい工場
80	地下鉄電車内
80	バス車内
70	騒々しい街頭
70	掃除機
60	静かな街頭
60	普通の会話
50	平均的な事務所内
40	
30	静かな住宅地の夜

{ 公害防止の技術と法規、生活騒音対策調査(環境庁)より作成 }

————— 騒音(機側から15m)

----- 振動(機側から10m)

● 平均値

{ 東京都環境保全局 昭和63年度調査、
建設騒音の測定と予測より作成 }

特定建設作業及び指定建設作業に係る基準

種類 内容		届出	(当該建設作業の行われる場所の周辺の生活環境を、著しく損なうことのない場合はこの基準は適用しない。)								単位: デシベル	
			くい打設作業	びょう打等作業	破碎作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する作業	締固め作業	コンクリートプラント等 及びコンクリート搬入作業	はつり作業及び コンクリート仕上げ作業	建設物の解体・破壊作業	
騒 音	特定建設作業 (法律作業)	(作業の7日前まで) 届出必要	くい打機(もんげんを除く。) くい抜き機又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く。) を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業(2)	バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上)、ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)(1)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。) を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m3以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)			
	85									85		
	指定建設作業 (条例作業)	届出不要	穿孔機を使用するくい打設作業	インパクトレンチを使用する作業	コンクリートカッターを使用する作業 (2)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(法の対象作業を除く。)(2)		振動ローラ、タイヤローラ、ロードローラ、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(2)	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機を使用する作業を除く。)	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は、破壊する作業 (3)	
	基準値		80								80	
振 動	特定建設作業 (法律作業)	(作業の7日前まで) 届出必要	くい打機(もんげん及び圧入式くい打機を除く。) くい抜き機(油圧式くい抜き機を除く。) 又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く。) を使用する作業		ブレーカ(手持ち式のものを除く。) を使用する作業 (2)						鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	75									75		舗装版破碎機を使用する作業 (2)
	指定建設作業 (条例作業)	届出不要	圧入式くい打機、油圧式くい抜き機を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業		ブレーカ以外のさく岩機を使用する作業 (2)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業 (2)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。) を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作用を除く。)	振動ローラ、タイヤローラ、ロードローラ、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 (2)			動力、火薬を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業 (3)	
	基準値		70				65	70	75			

作 業 時 間	1 号 区 域	午 前 7 時 ～ 午 後 7 時	[	コンクリートミキサー車を使用 するコンクリートの搬入作業	午前7時～午後9時 (4)	]	適 用 除 外 項 目		適 用 除 外 の 用 件 災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合 人の生命・身体の危険防止作業 鉄道の正常運行確保に必要な場合 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路 使用許可条件が夜間(休日)指定の場合 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 商業地域であって、周囲の状況等から知事が日曜日その他の 休日に行わせても地球環境の保全に支障がないと認めた場合 (指定建設作業のみ)
	2 号 区 域	午 前 6 時 ～ 午 後 10 時	[	コンクリートミキサー車を使用 するコンクリートの搬入作業	午前6時～午後11時 (4)	]			
1日における 延長作業時間	1 号 区 域	10 時 間 以 内							
	2 号 区 域	14 時 間 以 内							
同一場所における 連続作業時間	1 号 区 域	6 日 以 内							
	2 号 区 域								
日曜・休日 における作業	1 号 区 域	禁 止							
	2 号 区 域								

(注) 1 1 低騒音型建設機械は東京都環境局ホームページ (http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/) に掲載しています。

2 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

3 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

4 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合。

2 (1) 1号区域 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

(2) 2号区域 工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域。

3 基準の適用場所は、建設作業が行われている敷地境界線。

H27.5.18